

低所得高齢者・障害者等への福祉的給付(年金生活者支援給付金の支給に関する法律(平成24年法律第102号)の実施)

厚生労働省資料

趣旨

年金を受給して生活している高齢者や障害者などの中で、年金額が十分でないなどの理由から経済的援助を必要とする「低年金問題」への対応として、低所得高齢者・障害者等への福祉的な給付措置を行う。

概要

(1) 給付の内容

給付の種類	対象者	支給額
老齢年金生活者支援給付金 (※1)	所得の額が一定の基準(※2)を下回る老齢基礎年金の受給者 (約500万人)	以下の①と②の合計額 ①基準額(月額5千円)に納付済期間(月数)/480を乗じて得た額 ②老齢基礎年金の1/6相当額に免除期間(月数)/480を乗じて得た額
障害年金生活者支援給付金・ 遺族年金生活者支援給付金	一定の障害基礎年金・ 遺族基礎年金の受給者 (約200万人)	月額5千円(1級の障害基礎年金受給者は、月額6.25千円)

- ※1 所得の逆転が生じないようにするため、所得の額が支給基準を上回る一定範囲の者(約100万人)に対して、月額5000円未満の補足的給付を支給する。
- ※2 住民税が家族全員非課税で、前年の年金収入とその他の所得の合計額が老齢基礎年金満額(平成26年度で約77万円)以下であること(政令で規定する予定)。
- ※3 支払事務は日本年金機構に委任し、年金と同様に2ヶ月毎に支給する。

(2) 施行日

税制抜本改革法における消費税率の10%への引上げ時
(平成27年10月1日)から施行

(3) 所要見込額

約5,600億円(平成27年度は約1,900億円)

イメージ図

